

半田市民間保育所等整備費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、保育所又は幼保連携型認定こども園のうち、国又は地方公共団体以外の者が設置し、及び運営するものの施設整備に要する経費に対し予算の範囲内で交付する半田市民間保育所等整備費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、半田市内において保育所又は幼保連携型認定こども園を運営し、又は運営しようとする者で、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年8月22日こ成事第466号こども家庭庁長官通知別紙。以下「保育所等国交付要綱」という。）6の表③に規定する設置主体のうち市が認めたものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育所等国交付要綱3に規定する事業であって、同要綱に基づく補助金等の交付決定を受けたものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育所等国交付要綱別表1-1から別表1-5までに定める対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、保育所等国交付要綱8の規定により算定された交付額（国の負担分）及び当該交付額に対して保育所等国交付要綱別表1-8に定める市の負担の割合に応じる額（市の負担分）を合算した額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、半田市民間保育所等整備費補助金交付申請書（様式第1）に必要書類を添付して、市長が定める期日までに申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、半田市民間保育所等整備費補助金交付決定通知書（様式第2）によりその旨を補助対象者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、この補助金の交付の決定の際、別紙の条件を付するものとする。

（補助金の変更申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更しようとする場合は、半田市民間保育所等整備費補助金変更交付申請書（様式第3）（以下「変更交付申請書」という。）に必要書類を添付して、市長が定める期日までに申請しなければならない。

2 市長は、前項の変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、半田市民間保育所等整備費補助金変更交付決定通知書（様式第4）によりその旨を補助事業者に通ずるものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、施設の開設準備が完了したときは、半田市民間保育所等整備費補助金実績報告書（様式第5）に必要書類を添付して、市長が定める期日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、半田市民間保育所等整備費補助金確定通知書（様式第6）により、補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の確定通知書の交付を受けた者は、半田市民間保育所等整備費補助金請求書（様式第7）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（立入検査等）

第13条 市長は、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は施設に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査することができる。

（補助金の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助事業者が、この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別紙（第8条関係）

- (1) 補助事業（第7条の交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容のうち、整備計画（保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市が策定する計画をいう。以下同じ。）に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画に記載された事業を中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画に基づく補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けなくてこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 本決定は概算額によるものとし、施設整備が確定した時点で再度決定する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市民間保育所等整備費補助金交付申請書

半田市民間保育所等整備費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり関係書類を添えて交付申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 添付書類

- (1) 補助金算出調書（別紙1）
- (2) 事業計画調書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

別紙1 施設整備費補助金算出調書

(単位：円)

施設名	工事名	総事業費	対象経費の 実支出予定額	交付基準額	就学前教育・保育施設整備交付金		交付申請額 (1) + (2)	備考
					国(県)内示額(1)	市負担額(2)		
合計								

※「総事業費から寄付金その他収入額を控除した額」と「対象経費の実支出額」のいずれか少ない方に国(又は県)負担割合を乗じた額と、交付基準額を比較していずれか少ない方の額が国(又は県)交付額となる。

事業計画画調書

1 施設の名称等

施設名	設置経営主体	所在地

2 整備の概要（目的及び効果等を具体的に記入すること。）

3 工事費及び財源内訳

工事費の内訳		左の財源	
区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
計		計	

4 施行期間

着工 令和 年 月 日（予定）

竣工 令和 年 月 日（見込）

5 添付書類

(1) 整備計画平面図・配置図・見積書

(2) 着工前の整備箇所の写真

様式第2（第7条関係）

号
年 月 日

様

半田市長 印

半田市民間保育所等整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度半田市民間保育所等整備費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 交付の条件

別紙のとおり

様式第3（第9条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市民間保育所等整備費補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付申請した 年度半田市民間保育所等整備費
補助金について、下記のとおり関係書類を添えて変更交付申請します。

記

1 変更交付申請額

金 円

2 当初交付決定額

金 円

3 差引額

金 円

4 添付書類

- (1) 補助金算出調書（別紙1）
- (2) 事業計画調書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4（第9条関係）

号

年 月 日

様

半田市長

印

半田市民間保育所等整備費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のありました 年度半田市民間保育所等整備費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 変更交付決定額

金 円

2 交付の条件

別紙のとおり

様式第5（第10条関係）

半田市民間保育所等整備費補助金実績報告書

年 月 日	
半 田 市 長 殿	
法人の所在地	
法人の名称	
施設等名	
代表者職氏名	
年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了しましたので、次のとおり報告します。	
施工場所	
施工期間	年 月 日から 年 月 日まで
1 事業実績及び効果	
(1) 交付決定金額	金 円
(2) 実績報告額	金 円
2 添付書類	
(1) 補助金精算調書（別紙3）	
(2) 事業実績調書（別紙4）	
(3) その他参考となる書類	

別紙3 施設整備費補助金精算調書

(単位：円)

施設名	工事名	総事業費	対象経費の 実支出額	交付基準額	就学前教育・保育施設整備交付金		補助金額 (1) + (2)	備考
					国（県）交付額	市負担額		
合計								

既交付決定額	既補助金受入済額	差引過不足額

※「総事業費から寄付金その他収入額を控除した額」と「対象経費の実支出額」のいずれか少ない方に国（又は県）負担割合を乗じた額と、交付基準額を比較していずれか少ない方の額が国（又は県）交付額となる。

事業実績調書

1 施設の名称等

施設名	設置経営主体	所在地

2 整備の概要

(1) 整備の内容

(2) 施行
着工 令和 年 月 日
竣工 令和 年 月 日

3 工事費及び財源内訳

工事費の内訳		左の財源	
区分	金額	区分	金額
	円		円
計		計	

4 添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し、又は、支払い調書の写し（原本証明をすること。）
- (2) 平面図・配置図
- (3) 竣工写真

様式第6（第11条関係）

号

年 月 日

様

半田市長

印

半田市民間保育所等整備費補助金確定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度半田市民間保育所等整備費補助金については、下記のとおり補助金の交付額を確定しましたので通知します。

記

1 補助金交付額

金 円

様式第7（第12条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

法人の所在地

法人の名称

施設等名

代表者職氏名

半田市民間保育所等整備費補助金請求書

年 月 日付けで交付決定がありました 年度半田市民間保育所等整備費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・農協 店
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義	